

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	出産祝い金支給事業 対象者：子どもの出産日に、父または母が6ヶ月以上孺恋村に住所を有し、村税・各種使用料等の滞納未納がない方 内 容：お子さん1人 50,000円 問合せ：《健康福祉課》 TEL：0279-96-0512
	小・中学生を対象とした新生活準備金 対象者：次年度に入学する児童(16歳未満)は、前年度の1月1日時点で孺恋村の住民基本台帳に記載されている者 当年度に卒業する児童は、卒業年度の1月1日時点で孺恋村の住民基本台帳に記載されている者 但し、対象児童を養育する者又はその配偶者に村税・各種手数料等に滞納未納がある場合は除く。 内 容：小・中学校入学時 30,000円 中学校卒業時 50,000円 問合せ：《健康福祉課》 TEL：0279-96-0512
	給食費の無料化 対象者：村立のこども園、幼稚園、小学校、中学校に在籍する幼児・児童・生徒全員 内 容：中学校卒業までの給食費無料 問合せ：《教育委員会 学校教育係》 TEL：0279-96-0544 《給食センター》 TEL：0279-96-1738
	教材費等の購入補助 対象者：村立の小学校、中学校に在籍する児童・生徒 内 容：小学校、中学校における教材費の補助として、今まで個人負担であった教材の購入費用を、限度内において公費負担にて一括購入。 問合せ：《教育委員会 学校教育係》 TEL：0279-96-0544
	英検受験料の補助 対象者：村立の中学校に在籍する生徒 内 容：年度内1人あたり5,000円までの受験料を補助。 問合せ：《教育委員会 学校教育係》 TEL：0279-96-0544
	保育料徴収に伴う特例 対象者：孺恋村に住民登録があり、保育所等に在籍する幼児 内 容：保育料無料 問合せ：《教育委員会 学校教育係》 TEL：0279-96-0544
住宅支援	住宅改修等助成金交付事業 対象者： ・孺恋村に1年以上継続して住民登録をしているか、工事終了後1年以上継続して居住し住民登録をすること ・本人および同一世帯の税金や料金などに延滞がない人 ・孺恋村内の事業者が請け負い、10万円以上の経費がかかる工事であること ・村から別の補助金や助成金を受けていないこと 内 容： ・助成の対象となる住宅は、助成を受けようとする者が村内に所有又は新築する住宅等とする。 ・助成対象となる工事は、村内施工業者による村内で施工される新增改築等工事（太陽温水 設備も対象）であること。 ・助成金の額は、住宅改修等の費用の20%（上限10万円）とする。 問合せ：《観光商工課》 TEL:0279-82-1293

分類	事業名（対象者・内容）
住 宅 支 援	定住促進住宅用地分譲事業
	対象者： 定住する意思を持ち住宅が必要な方 内 容： ○細原住宅団地分譲中 ・ J R 万座・鹿沢口駅から車で20分 ・ 区画面積（平均）約450㎡ ・ 坪単価（平均）13,200円 問合せ：《建設課》 TEL:0279-96-1973
	薪ストーブ購入・設置費補助金
	対象者： ・ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。 ・ 継続して1年以上住民登録等をしているか、住民登録等の期間が1年未満の場合は薪ストーブ設置完了後、その物件に1年以上居住し、同時に住民登録等をする事。 ・ 村税及び使用料等を完納していること。 内 容： 購入する薪ストーブ1基につきを村内事業者から購入した場合に、10万円を上限とし購入費用の4分の1を補助する。ただし、村外の事業者から購入した場合の上限額は5万円とする。 問合せ：《農林振興課》 TEL：0279-96-1256
	結婚新生活支援補助金
	対象者： ・ 結婚を機に村内で新たに生活を始める新婚夫婦 ・ 直近の夫婦の所得額が500万円未満であること（奨学金を返済中の人は返済額を控除） ・ 他の公的な家賃補助等を受けていないこと ・ 婚姻日における年齢が、夫婦共に39歳以下であること（その他の要件あり） 内 容： 住居取得費、アパート等の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引っ越し費用、リフォーム等（39歳以下：上限30万円、29歳以下：上限60万円）を助成する。 問合せ：《未来創造課》 TEL：0279-96-1257
	孺恋村空家対策総合支援事業補助金
	対象者： 特定空家等・不良住宅に該当する空き家を解体、または空き家を移住者向けの体験施設や賃貸物件として利活用するために改修する者で、次の各号のいずれにも該当する者。 (1) 次のいずれかに該当する者であること。 - ア 解体工事にあっては、特定空家等又は不良住宅の所有者又はその法定相続人（相続人が複数の場合は、その代表者）である者。 - イ 改修工事にあっては、空き家等の所有者又はその法定相続人（相続人が複数の場合は、その代表者）である者。 (2) 村税等を滞納していない者。 (3) 同一経費について他の補助金の交付を受けていないこと。 (4) 村内施工業者に解体又は改修工事を発注し、当該年度末までに工事完了報告書等が提出できる者。 内 容： 解体…工事金額の4/5以内とし、補助金限度額は30万円（うち1/2は国の補助） 改修…工事金額の2/3以内とし、補助金限度額は20万円（うち1/2は国の補助） 問合せ：《交流推進課》 TEL：0279-82-5191
	孺恋村放置建物解体費補助金
	対象者： ・ 毎年度の3月31日までに完了報告書が提出でき、孺恋村内の事業者が請け負う工事であること ・ 収めるべき税金や料金などに滞納がないこと ・ 倒壊その他周囲に危険を及ぼす恐れがあると認められる建物であること 内 容： 解体面積1平方メートルあたり5千円とし、補助限度額は15万円 問合せ：《交流推進課》 TEL：0279-82-5191

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	創業・第二創業支援推進事業 対象者： ・ 代表者又は1名以上の従業員が村内に住所を有する者又は見込みがある者 ・ 村内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがある者 ・ 村内に住所を有している者を新規で1年以上雇用する見込みがある者。ただし、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者である者に限る。 内 容： 村内で創業・第二創業する事業者に対する事業所開設支援、事業所等賃貸、雇用促進の補助金（補助限度額、補助率は対象事業によるが合計の上限は100万円） 問合せ：《観光商工課 商工係》 Tel:0279-82-1293
	農産物等加工品開発支援事業補助金 対象者： 次に掲げる個人又は団体等とする。 (1) 村内に住民登録をしている者 (2) 村内に所在を置く法人又は農地所有適格法人 (3) 村内に所在を置く2戸以上で構成する農林水産加工グループ (4) その他村長が認める者 内 容： 婦恋産の農林水産物等を原材料とした加工品の開発であって、販売或いは婦恋村のPRを目的としたイベント等への出品を行うためのものとする。 ・ 補助対象経費の2分の1以内とし、上限は5万円 問合せ：《農林振興課 農業係》 Tel:0279-96-1256
就業支援	6次産業化事業補助金 対象者： 村内に住民登録をしている個人又は法人登録をしている次の各号に掲げる団体等とする。ただし、過去に同一の1次産品を活用した同一の加工産物を商品化するに当たっての加工又は販売に係る機械や設備を整備するために当該補助金を受けた個人又は団体等を除く。 (1) 村内で農業を営んでいる個人 (2) 村内に所在を置く農地所有適格法人 (3) 村内に所在を置く集落営農組織等の地域営農団体 (4) 村内に所在を置く2戸以上で構成する農林水産加工グループ (5) その他村長が認める者 内 容： 6次産業化による特産品開発に係る補助金 ・ 補助対象経費の2分の1以内とし、上限は50万円 問合せ：《農林振興課 農業係》 Tel:0279-96-1256
	観光物産展等参加事業補助金 対象者： 次の各号全てに該当するものとする。ただし、村が補助等をしている団体は除く。 (1) 村内に住所、または事業所を有する団体及び個人 (2) 村税及び使用料など村に納付義務が発生している納付金を完納している者 (3) 東京23区及び政令指定都市において開催される観光物産展等の参加時に村等が作成した観光パンフレットの配布など村の観光宣伝に協力できる者 (4) 観光物産展等の参加時に村からの要請による他団体の村内産品の販路拡大にも協力できる者 (5) その他村長が適当と認める者 内 容： 村内の団体や個人が実施する村内産品の普及や販路拡大を図るための観光物産展等への参加に係る経費の補助金。 ・ 1回あたり上限は8万円、年間上限は20万円を補助 問合せ：《観光商工課 商工係》 Tel:0279-82-1293
	中小企業退職金共済制度加入促進補助金 対象者： 婦恋村内に事業所を有し、常用従業員及びパートタイマーを雇用する中小企業者対象となる共済制度は、中小企業退職金共済制度と特定退職金共済制度のうち先に加入したものとする。ただし、同時に重複加入したものについては、掛け金の高い方を対象とする。 内 容： ○対象期間：被共済者に係る共済契約締結の日の属する月から起算して12ヶ月間 ○補助額：月額1,000円 ただし、月額の掛金が5,000円未満の場合には当該掛金の100分の20以内 問合せ：《観光商工課 商工係》 Tel:0279-82-1293

分類	事業名（対象者・内容）
就業支援	移住希望者滞在費補助金 対象者： 婦恋村への移住活動の一環として、村内宿泊施設に滞在する方 内 容： 基本宿泊料金の1／2以内で、1人あたり4,000円を上限に支給 小学生以下は2,000円が上限（宿泊料金が徴収されない場合には、対象外） 1世帯当たり同一年度内につき2回以内とし、初回の申請の日から起算して3年間の限度 問合せ： 《交流推進課》 TEL：0279-82-5191
	高齢者温泉保養事業 対象者： 婦恋村に住民登録のある65歳以上の方。 内 容： 高齢者の健康・福祉増進を目的として、村内の指定入浴施設（温泉施設）に入浴することができる温泉券を販売。1冊50枚綴り5,000円（1枚の券で1回入浴可） 問合せ： 《健康福祉課》 TEL：0279-96-0512
その他	おでかけタクシー助成事業 対象者： 婦恋村に住民登録のある方のうち、65歳以上の方、障害者手帳をお持ちの方。 内 容： 村が契約しているタクシー会社で利用できる助成券 50枚綴り 10,000円／25枚綴り 5,000円 問合せ： 《健康福祉課》 TEL：0279-96-0512
	乗り合い送迎サービス「チョイソコつまごい」 対象者： 住民登録がある方のうち、65歳以上の方、障害者手帳をお持ちの方、18歳以下の方 内 容： 利用者の自宅から村内(長野原町の一部)に設置した指定停留所までを申込み状況に応じた最適ルートを通り、目的地の指定停留所まで乗合で利用できる。（会員登録制） 乗車一回ごとに200円 問合せ： 《未来創造課》 TEL:0279-96-1257
	不妊治療助成金 対象者： 法律上の婚姻関係にある夫婦で、村内に継続して1年以上住所があり、村税等の滞納、未納がない方 内 容： 医師の判断を受けて実施する保険適用外の不妊治療費の助成（年度限度額100万円） 問合せ： 《健康福祉課 保健室》 TEL：0279-96-1975
	初回産科受診料助成事業 対象者： 婦恋村に住民登録があり、妊娠した可能性のある者 内 容： 初回産科受診に係る診察、及び検査費用の助成（年度内1人1回上限額1万円） 問合せ： 《健康福祉課 保健室》 TEL：0279-96-1975